

平成29年第4回市原市議会定例会追加議案概要

条例の一部改正 …… 1件

議案第92号 市原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、国家公務員における給与改定等を勘案し、本市の一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定並びに議員、市長等の期末手当の支給割合の改定を行うため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日ほか

◆ (参考) 改正の概要

1 改正条例

- (1) 市原市一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例
- (3) 市原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

2 一般職

(1) 行政職給料表の改定

- ・給料表を国に準じて改定する。(平均+0.2%)
(施行期日 平成29年4月1日)

(2) 勤勉手当の改定

- ・年間支給月数を0.1月(再任用職員は0.05月)上げる。
(期末・勤勉手当4.30(再任用職員2.25)月→4.40(再任用職員2.30)月)
(施行期日 平成29年4月1日(平成30年度に係るものは平成30年4月1日))

(3) 特定任期付職員の給料表及び期末手当の改定

- ① 給料表を国に準じて改定する。(1号給、2号給に+1,000円)
(施行期日 平成29年4月1日)
- ② 期末手当の年間支給月数を0.05月上げる。(期末手当3.25月→3.30月)
(施行期日 平成29年4月1日(平成30年度に係るものは平成30年4月1日))

(4) 若年層の昇給回復

- ・給与制度の総合的見直しにおいて、平成27年4月1日に抑制された昇給を回復することとし、37歳に満たない職員の号給を1号給上位に調整する。
(施行期日 平成30年4月1日)

3 特別職

- ・期末手当の年間支給月数を0.1月上げる。(期末手当4.30月→4.40月)
(施行期日 平成29年4月1日(平成30年度に係るものは平成30年4月1日))